

平成29年度

岡山県国民健康保険運営協議会
(第4回)

説明資料

【今後のスケジュール】

平成30年 2月15日

岡山県保健福祉部長寿社会課

平成30年度のスケジュールについて（現時点の想定）

- 改正国民健康保険法第11条（平成30年4月施行）に基づき、岡山県国民健康保険運営協議会を設置〔現在は、岡山県国民健康保険運営協議会条例に基づき設置〕

1 運営協議会の概要

（1）主な審議事項（法定事項）

- ① 国民健康保険事業費納付金の徴収に関する事項
- ② 岡山県国民健康保険運営方針の作成に関する事項
- ③ その他、国民健康保険事業の運営に関する重要事項

（2）委員の定数等

- ・ 現在の定数（被保険者代表委員3名、保険医・保険薬剤師代表委員3名、公益代表委員3名、被用者保険代表委員2名） 11名で構成
- ・ 任期 3年（平成30年4月1日から平成33年3月31日まで）

2 協議会の進め方（予定）

- ・ 年に2回開催（8月頃、2月頃）する他、必要に応じて開催する。
- ・ 協議会の審議事項等は次のとおりを予定
- ・ 現運営方針の期間は30年4月～33年3月までのため、改訂の審議は32年度を予定

	国保事業費納付金の徴収	その他重要事項
第1回（8月頃）	市町村保険料率の設定状況 等	国民健康保険特別会計決算（速報）及び事業報告 等 ※
第2回（2月頃）	次年度納付金及び標準保険料率等の算定結果 等	県国民健康保険特別会計予算の報告 等

※30年度は、市町村国保決算（速報）を予定